

令和3年8月27日

関係各位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港小倉区砂津泊地における航泊の禁止について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、9月5日(日)午後7時40分から午後8時30分までの間、関門港小倉区砂津泊地における花火行事に伴い、別添の港長公示第1号(令和3年8月27日付け)により付近海域における一般船舶の航泊を禁止することといたしましたので、貴傘下関係者に周知方よろしくお願いいたします。

謹言

問い合わせ先

門司海上保安部 航行安全課

TEL: 093-321-0398

FAX: 093-331-1168

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和3年8月27日

関門港長



関門港小倉区砂津泊地における航泊の禁止について

関門港小倉区砂津泊地において、花火行事が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和3年9月5日(日)午後7時40分から午後8時30分までの間
(ただし、午後8時30分までに行事が終了した場合は、終了時までとする。)

2 区 域 (別図参照)

次の各地点を結んだ線及び新砂津大橋以北の陸岸により囲まれた海域

イ 北緯33度53分35.7秒 東経130度53分33.5秒

ロ 北緯33度53分26.5秒 東経130度53分37.4秒

3 備 考

(1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。

(2) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域図

